

# ベトナム ホーチミンにおける 新潟ビジネス商談会 2018 のご案内

(公財)にいがた産業創造機構(NICO)では、県内中小企業の皆さまを対象に、経済成長著しいベトナム(ホーチミン)において、販路開拓及び今後のビジネスの可能性を探る機会としていただくことを目的に、商談会を開催します。

ベトナム(ホーチミン)への販路開拓にご関心をお持ちの企業様は、是非この機会をご活用ください。

なお、本商談会は「新潟⇄ベトナム 交流の翼」の経済交流の一環として実施するものです。

## ■ なぜいま、ベトナムなのか？

- ✓経済の急成長
- ✓人口増加及び若い平均年齢
- ✓勤勉で親日的な国民性
- ✓政治的・社会的に安定 等

## ■ こんなニーズはありませんか？

- ✓現地での販路開拓を行いたい。
- ✓現地の状況を直接確認し、今後の方向性を検討したい。等

## 商 談 会 概 要

■日 程 平成30年10月18日(木)午後

■場 所 ホーチミン市内(決定次第、参加者へご連絡します。)

■商談相手 ベトナムの輸入業者、小売業者、飲食店関係者等(予定)

■募集人数 定員10社程度【食品系5社程度/消費財系5社程度】(先着順)

■参加費 無 料

※現地での商談会を実施する経費(会場費、通訳費等)は、主催者にて負担します。

※現地へは、「新潟⇄ベトナム 交流の翼」チャーター便による全行程(3泊5日)への参加をお願いします。(別紙概要を参照)

※「新潟⇄ベトナム 交流の翼」参加費用(渡航費、宿泊費等)及び商談会費用(サンプル、輸送費等)、その他上記主催者負担に定める以外の経費は参加者の自己負担となります。

※商談会終了後、現地企業等との交流会を行います。(費用は現地にて別途徴収いたします。)

【参加条件】 ※以下の条件を全て満たしている必要があります。

- ①新潟県内に主たる事業所を有する中小企業であって、食品又は消費財を製造する企業。
- ②食品に関しては、新潟県内で製造された加工食品であること。
- ③消費財に関しては、新潟県内で製造された商品であること。
- ④ベトナムの輸入規制等に適合し、輸出可能な商品であること。

■募集締切 平成30年8月10日(金)(定員になり次第、締切ります)

■申込方法 別紙申込書に必要事項を記載のうえ、メール又はファックスで申込みください。

■主 催 公益財団法人にいがた産業創造機構

■協 力 株式会社第四銀行、株式会社北越銀行

**【ご参加にあたっての留意事項】**

- 本商談会における実際の商談・取引は参加者の判断と責任で行っていただきます。万一、参加者が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、主催者はその責任を負いません。
- 商談会において通訳を準備します。あくまでも通訳ですので、ビジネスの仲介を行うものではありません。
- 商談会へ招致するバイヤー（輸入業者、小売等）はNICO及び第四銀行のネットワークで招致します。商談は、バイヤーが自由に参加企業と商談する形式となりますので、参加企業間で商談件数が異なる場合がありますので、予めご理解願います。
- 商談会に使用するサンプル品（商品）は、参加者の責任により現地へ搬送していただくこととなります。
- 商談会後にNICOが成果把握のために行うアンケート・調査に御協力をお願いします。

商談会に関するお問い合わせ

公益財団法人にいがた産業創造機構      販売戦略チーム：吉田、小川  
電話 025-246-0063      Fax 025-246-0030  
MAIL: kaigai@nico.or.jp

申し込み先は、FAX：025-246-0030 または MAIL：[kaigai@nico.or.jp](mailto:kaigai@nico.or.jp)

## ベトナム ホーチミンにおける新潟ビジネス商談会 2018

### 参加申込書

■案内書の内容、条件に同意の上、本商談会に申し込みます。

企業名	(日本語)	(英文名)		
企業住所	〒	TEL		
メールアドレス		FAX		
役職名	(日本語)	(英文名)		
氏名 (日本語)		ふりがな		
氏名 (ローマ字)		生年月日 (西暦)	年 月 日	男 ・ 女
現住所	〒	自宅 TEL		
「新潟⇄ベトナム交流の翼」への旅行の手配	※次のいずれかに☑をお願いします。 <input type="checkbox"/> 手配済み <input type="checkbox"/> これから手配 ⇒ <input type="checkbox"/> 自社にて「新潟⇄ベトナム交流の翼」事務局へ手配 ⇒ <input type="checkbox"/> NICOから紹介を希望 (株式会社 JTB 新潟支店への情報提供に同意します。)			

※ ご記入いただいたお客様の情報は適切に管理し、本事業運営の為に利用します。

#### □申込みにあたっての注意事項

- ◆パスポートの残存有効期限について  
ベトナム出国時にパスポートの残存有効期限が6ヵ月以上必要です。
- ◆ベトナムビザについて (2015年1月1日より適用)  
前回のベトナム出国日から30日以内に再入国される方はビザの取得が必要となります。  
(ベトナム入国日が10月17日ですので、9月18日以降にベトナムを出国される方が対象です)

□商談に係る資料 (企業概要、商品情報等) の提出については、本申込み後に、事務局より改めてご案内差し上げます。